

第34号議案 長崎原爆資料館条例の一部を改正する条例
改正の内容

(1)利用料金(入館料)

単位(円)

区分 (消費税転嫁単位:10円単位)		消費税率 5%時の単価 ①	現行 (消費税率8%) ②=①× 1.08/1.05	(消費税率10%) ③=①× 1.10/1.05	改正案
一般	個人	200	200	209	200
	団体	160	160	167	160
小中高	個人	100	100	104	100
	団体	80	80	83	80

(2)利用料金(ホール)

単位(円)

区分 (消費税転嫁単位:1円単位)		消費税率 5%時の単価 ①	現行 (消費税率8%) ②=①× 1.08/1.05	(消費税率10%) ③=①× 1.10/1.05	改正案
平日	9時～12時	8,450	8,691	8,852	8,852
	13時～17時	11,260	11,581	11,796	11,796
	18時～22時	13,520	13,906	14,163	14,163
土・日・休日	9時～12時	10,140	10,429	10,622	10,622
	13時～17時	13,510	13,896	14,153	14,153
	18時～22時	16,220	16,683	16,992	16,992

(3)利用料金(駐車場)

単位(円)

区分 (消費税転嫁単位:10円単位)		消費税率 5%時の単価 ①	現行 (消費税率8%) ②=①× 1.08/1.05	(消費税率10%) ③=①× 1.10/1.05	改正案
バス	最初の1時間まで	500	510	523	520
	その後30分までごと	500	510	523	520
マイクロバス	最初の1時間まで	250	250	261	260
	その後30分までごと	250	250	261	260
普通・小型・軽	最初の1時間まで	100	100	104	100
	その後30分までごと	100	100	104	100

(4)目的外使用料

単位(円)

区分	消費税率 5%時の単価 ①	現行 (消費税率8%) ②=①× 1.08/1.05	(消費税率10%) ③=①× 1.10/1.05	改正案
目的外使用料の率 (一月の売上額×①or②or③)	5.15%	5.29%	5.39%	一月の売上額×5.39%